（事務総長官房人事課総括副長）
同　西村　孝子
第五局上席調査官（特別検査担当）付法人財務検査室長に昇任させる
（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　西澤　一憲
会計検査院技官兼事務官（事務総長官房技術参事官）に転任させる
（事務総長官房技術参事官）会計検査院技官兼事務官　大町　徹
国土交通省に出向させる（以上四月一日）

官庁報告

官庁事項

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年４月２日

国土交通大臣　石井　啓一

１　監督命令をした年月日　平成30年３月９日
２　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　一般財団法人日本建築センター　本部　東京都千代田区神田錦町１丁目９番地　大阪事務所　大阪府大阪市中央区南本町１丁目７番15号　理事長　橋本　公博
３　監督命令の内容　確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しないことを見過ごすという不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を平成30年３月30日までに提出すること。また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。
４　監督命令の原因となった事実　建築物の計画の確認審査業務に従事する確認検査員が、過失により、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の13の３第３項第２号の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として、確認済証を交付した。

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

宮城労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、宮城県電気機械器具製造業最低工賃（平成27年宮城労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成30年４月２日

宮城労働局長　北條　憲一

宮城県電気機械器具製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　宮城県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄および規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品　目	工　程	規　格	金　額
シールド線	端末加工 （表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。）	１しんのものについて行うもの	１ヶ所につき １円64銭
	チューブ挿入 （端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。）		１ヶ所につき １円75銭
コネクター	差し （コネクターの指定の位置に、シールド線又はリード線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。）	シールド線について行うもの	１ピンにつき 48銭
		リード線について行うもの	１ピンにつき 37銭

４　効力発生の日　平成30年５月２日

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第一項第一号による基本調査を行つて地図及び簿冊を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

一　地図及び簿冊の名称
(一)　平成二十九年度都市部官民境界基本調査図原図及び平成二十九年度都市部官民境界基本調査簿
(二)　案
二　前項(一)に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　山形県上山市、埼玉県さいたま市、神奈川県相模原市、茅ヶ崎市、奈良県上牧町、大分県大分市の一部
三　閲覧期間　公告の日から二十日間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条に規定する行政機関の休日を除く。）
四　閲覧時間　閲覧期間中毎日の午前十時から午後五時まで
五　閲覧場所　第一表のとおり
第一表　都市部官民境界基本調査

第一項(一)に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域	閲覧場所
山形県上山市	宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号 国土交通省東北地方整備局用地部内 電話　〇二二（二二三五）二一七一
埼玉県さいたま市、神奈川県相模原市、茅ヶ崎市	埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一号 さいたま新都心合同庁舎二号館 国土交通省関東地方整備局用地部内 電話　〇四八（六〇〇）一三五八
奈良県上牧町	大阪府大阪市中央区大手前一丁目五番四四号 大阪合同庁舎一号館 国土交通省近畿地方整備局用地部内 電話　〇六（六九四二）一一四一
大分県大分市	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号 国土交通省九州地方整備局用地部内 電話　〇九二（四七二）六三三一

六　閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、右記の閲覧期間内に、当該調査を行つた者に対し、訂正の申し出をすることができる。
七　誤り等訂正の申し出は、書面によることとなつているので、各自印章を持参すること。
八　誤り等訂正申し出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。